

# 秦始皇の貨幣統一について

稻葉一郎

はじめに

一 秦代貨幣に関する出土資料の検討

二 史記・漢書における関連記事の検討

結言

はじめに

中國では春秋・戰國時代にそれぞれ起源を異にする貨幣（銅錢）が各地で造られ流通していた。華北の黃河流域では、下流の齊・燕國を中心に刀貨が、その上流の三晉・鄭・衛などの國々を中心に布貨が、また華中の、いわゆる江淮地方では銅貝すなわち蟻鼻錢が流通していた。

戰國の割據は秦によって統一されたが、始皇帝は統一政策の一環として戰國の各種の貨幣（銅錢）を廢止し、秦國の貨幣、方孔圓錢 半兩錢をば全國に流通させることにより、貨幣を統一した。またこの銅錢（下幣）とともに黄金が貨幣の一つ（上幣）に採用され、鎰を單位として使用さるべきことも定められた。この貨幣統一に伴ない、これまで取引に併用されていた珠玉・龜貝・銀錫の類は交換手段から姿を消した。

いわば東洋史上の常識の中の常識とされてきた秦始皇帝の貨幣統一の姿は大凡そこのようなものであったといつてよい。しかし解放後、新中國の考古學的發掘の成果が積み重ねられるに従って、これまで動かない事實とされてきたこの秦

の貨幣統一という歴史事象に疑問が投げられるようになった。考古學的發掘報告で秦の統一貨幣、半兩錢（秦半兩）は陝西・四川省という戰國秦國の領内からのみ出土し、他地域からは出土しないという事實が明らかにされ、これに以前から指摘されていた秦半兩の形態・重量が一定しないという事實も重ね合されて、秦は貨幣統一を制度化したものの、現實には貨幣統一政策を遂行するだけの力量を持ち合せていなかったのではないか、との疑問が提出されるに至っている。

しかし出土資料はこのようにいわゆる歴史事實を否定する事實を提供する一方、文獻資料の記述内容を補足するような事實も提供する。文獻の記載では詳らかでなかった黄金貨幣の形態や流通範圍・期間などが、今日、出土資料から明らかにされているのである。

このように出土資料は文獻資料とは異なった側面の事實を提供して、舊來の歴史像の修正を迫りつつあり、とくに出土資料によるいわゆる貨幣統一の實態の提示は文獻資料の限界を示すとともに、その信憑性に疑問を懷かせる。文獻資料は制度の原則を述べるに過ぎず、歴史の現實の姿を傳えていない、とも考えられるからである。

小稿は、出土資料の示す事實と文獻資料の記述内容を客觀的・批判的に吟味して採るべき歴史像を模索するものであり、先ず出土資料によって補足・充實されつつある黄金貨幣の實態の紹介及び問題提起を行ない、銅錢の流通狀況の紹介、文獻資料の批判的検討を通して、秦の貨幣統一という歴史事象に接近を試みるものである。

### 一 秦代貨幣に關する出土資料の検討

#### (一) 黄金

周知のように、解放後の新中國の多彩な發掘報告は、これまで文獻では窺い得なかつた事實を明るみに出し、また文獻でしか知り得なかつた事象に具體像を與えつつある。戰國・秦漢時代の貨幣、黄金と銅錢に關しても事情は同じである。黄金に關しては歴史敘述では窺い得なかつた具體的な事實が明るみに出され、銅錢に關しては從來の歴史的認識とは矛盾

する實態が明らかにされつつある。

先ず黄金に關しては、文獻的にも、例えば『管子』では珠玉・黄金・刀幣（銅貨）の三種類の貨幣の存在が示唆され、その外、戰國・秦漢時代の諸文獻にも百鎰・千斤等の黄金賜與の記録があり、當時、巨額の價値の授受には黄金の用いられたことが窺える。しかし當時の貨幣制度を敘述した『史記』平準書および『漢書』食貨志下では、黄金が一定の重量を單位として取扱われたことに觸れるのみで、その使用形態に關する詳細な記述がなく、一方、實物を調べようにも、黄金は漢代には大量に國外に流出して、その絶對量が少ない上に、地下に埋藏されたものも、黄金の價値の高さの故に、出土すると發見者によって私かに處分されてしまうのが殆んどあったから、これまでその實態を解明しようにも不可能な状況にあった。このような事情から一部の研究者からは、黄金を特定の階級の人々の、特殊な用途にのみ用いられた幣財とし、その貨幣的機能を否定する見解さえ提出されている<sup>①</sup>。

解放後は、政府の遺物保存の指導が徹底された結果、これら黄金が出土する度毎に公表・公開され、今日ではかなりの量の黄金が集積されて、研究の資料として利用できるまでになった。

かかる出土資料を整理して、黄金の使用形態を初めて明らかにしたのは關野雄氏「金餅考―戰國・秦漢の金貨に關する一考察―」である。<sup>②</sup> 關野氏はこの論文で、黄金貨幣のみでなく、その明（泥）錢をも傍證資料として利用しつつ、戰國・秦漢時代には黄金が一斤の重さの金餅の形で使用され、いわゆる金版（郢爰）とは別の形態であったことを明らかにするとともに、當時の貨幣經濟の趨勢にも大膽な提言を行なった。しかしその後の新資料の出土は關野氏の研究を幾つかの點で不備なものとした。文化革命後の新しい豊富な出土資料を整理し、關野氏の研究に修正を加えたのは安志敏氏「金版與金餅―楚漢金幣及其有關問題―」である。<sup>③</sup> この論文は詳細な實測データを整理し、金版と金餅の實態を解明した勞作であるが、一部に先入見に執られたと見られる主張がある。

以下、多少冗長に亙る嫌いはあるが、關野・安兩氏の研究を中心に、戰國・秦漢時代の黄金貨幣の概要と問題點を紹介

しよう。

## 金版

一般にその刻印文の故に郢爰と呼ばれている金版は、純度の高い黄金の板の上に縦横に郢爰または陳爰の二字が刻印されたものである。<sup>④</sup> 刻印郢爰・陳爰の爰字はこれまで孚と同義と解されていたが、最近では再字に釋され、秤量の意に解されている。<sup>⑤</sup>

この金版の出土品は一印或いは數印の刻印をもつものが壓倒的に多く、形態・重量の不統一から金版一块(枚)の標準的な大きさは不明であるとされてきた。しかし泥版などから推測すれば、金版一块のあるべき標準的形態は一斤十六印であるらしい。<sup>⑥</sup> 但し、これはあくまでもあるべき標準的形態であって、現實の金版の形態は、鑄金技術の未熟さからか、多様であり、切取られた金版一印の大きさや重量も裁斷方法の相異から區々で一定しない。このような事實から、當時は郢再・陳再の印がむしろ保證の刻印の意味で用いられ、<sup>⑦</sup> 實際の取引きにおいては、例えば安徽阜南出土の黄金の<sup>⑧</sup>ように、金版・金餅の細片が法馬などの衡器によって計量され授受されたと考えられる。

金版の出土地は戰國楚國の領内が壓倒的に多い。これまでに安徽(合肥・廬江・廣德・巢・霍邱・南淦・阜南・六安・臨泉)、江蘇(高淳・句容・江寧・寶應・盱眙・南京・沛・丹陽・江陰)、湖北(江陵)の外、陝西(西安・咸陽)、山東(臨淄)などからも出土している。<sup>⑨</sup> このことから金版は楚國を中心とし、その鄰接地域にも流通していたことが窺える。

また金版の使用(流通?)された期間はかなり長い。郢再の泥版が戰國墓からだけでなく、西漢前期墓からも四銖半兩錢とともに出土する事實に照すと、戰國時代より秦代を経て西漢前期まで流通していたことが分る。

金版に関する問題點は金版流通の衰退の事由である。安氏は金版を金餅と交替關係におき、金版は戰國時代から西漢前期、すなわち金餅が使用される西漢中期以前まで流通していたとし、<sup>⑩</sup> 關野氏は金餅の流通を前提として金版を銅錢と交替

關係におき、一斤未滿の取引ぎに使われていた金版は低額の青銅貨幣（四銖半兩錢）の普及によってその地位を取って代られ、五銖錢の普及に先立って廢止された、とされる。<sup>⑧</sup>しかしこの前者、すなわち安氏の説に對しては泥餅・泥版・泥半兩の同時に出土した事例があり、<sup>⑨</sup>金餅・金版は並用されていたらしく、従って金餅が金版に取って代ったという主張は成立し難いように思われる。また關野氏の主張に關していえば、そもそも價值に雲泥の差のある黄金と銅錢を同列の交替關係におくのはどうであろうか。もっと價值の近似したものを代替者に想定すべきではないであろうか。武帝期には同じ金餅でも重さ一兩の小金餅が造られ使用されており、金版はむしろこの小金餅の登場で廢されるに至ったものと考えられる。<sup>⑩</sup>

## 金餅

金餅はやはり純度の高い黄金を素材として造られた圓形餅狀の金塊である。この圓形餅狀の金餅には大小二種類あり、大型の金餅は大體二五〇g、小型のものは大體一六g、すなわち一斤と一兩の重量に當る。このいわゆる金餅の外に、武帝期の鑄造にかかる馬蹄金および麟趾金と呼ばれる、それぞれ馬蹄・麟趾の形に造られた金塊がある。<sup>⑪</sup>

金餅の出土地は湖南（長沙・衡陽）、湖北（宜昌）、安徽（壽・阜南）、江蘇（銅山）、河南（鄭州）、陝西（咸陽・興平・臨潼）、山西（太原）、河北（滿城）、廣西（合浦）で、中心はやはり戰國楚國の領域であるが、殆んど全國的ともいえる廣い流通圏をもっていたことがわかる。

金餅の流通期間については意見の岐れるところである。關野氏は金餅は戰國末より前・後漢時代に主として流通し、それ以後の時代にも數量は少いが使用されたとするのに對して、安氏は金餅は前漢中葉以後、金版に代って用いられ流通したとする。安氏は金餅の重量が大體二五〇g一斤である事實を重視し、文獻の記載に見える秦の黄金の重量單位鎰（約三二〇g）は金餅の重量に一致せず、かりに秦が金餅を使用したとすれば、金餅の重量は却って漢の重量單位斤（約二五〇g）に相當するという矛盾に逢着する、との理由で金餅の秦代流通を否定する。恐らくこの認識に執われているのであろう。

戦國末期、漢代以前と認められる出土例を、いずれも明確な證據を缺くとして逐一批判して退け、その時代設定を引下げている。<sup>⑤</sup>確かに安氏の引いていない例でも、馬王堆一號漢墓からは泥半兩と泥版（郢再）のみ出土し泥餅は出土していない。<sup>⑥</sup>この事實は安氏の主張を援ける材料になるであろう。しかしかりにそうだとしても、先に紹介した泥半兩・泥餅・泥版の同時出土例、安徽阜南（陽）三塔における金版・金餅の細片の出土例などは、<sup>⑦</sup>兩者が同時並行的に流通していた何よりの證據であり、また咸陽出土の圓餅形の陳再<sup>⑧</sup>は秦での金餅の流通を傍證するものと考えられる。金版は刻印の形状からしても、本來方形が標準的な形態であると見られるが、とくに咸陽出土の陳再は金餅の形をとりながら陳再の印を形式的に刻した金餅・金版の折衷形と考えられ、これなどは金餅の流通を前提に保證印を刻したとしかいいようがないからである。

安氏の秦代流通を否定する文獻的根據については、本章で検討することとして、以上の検討から金餅はやはり戦國時代に鑄造され始め秦代漢代と引き續き流通したものと見るのが穩當であろう。

以上の黄金に關する考察の結果をまとめると次のようになるであろう。

金餅は戦國時代に主として産金地楚國で造られ使用され、その流通圏は次第に擴大した。秦漢時代にも黄金は上幣とされ一斤單位の金餅の形に鑄成され、<sup>⑨</sup>大きな價値の授受に用いられた。その流通圏はこの時代には全國に及んだ。

金版もやはり楚地で作られ流通したが、その流通範圍は比較的狭く、楚の舊領内が主體であり、<sup>⑩</sup>時期的には戦國期から秦代を経て西漢前期、武帝期にかかる頃まで使用された。金版一块は十六印から成り、一印一兩の重さであったらしいが、やがて武帝期に造られたと考えられる一兩の小金餅にとつて代られたと見られる。

但し、これら金餅・小金餅・金版はそれぞれ所定の純度・重量・形状に鑄成するよう指示されていたと考えられるが、現實には重量・形状ともに必ずしも嚴密に標準規定に従っていない。これらがそれぞれ個體で用いられるのは主として賞賜などの巨額の價値の授受においてであり、庶民の零細な取引きにはそれぞれの個體は小片に細分され秤量して使用された。

(二) 銅 錢—半兩錢—

黄金がこれまで如何なる形態で流通に用いられていたのか詳かでないのに對し、銅錢は『史記』・『漢書』に既に明文があり、その流通形態は明白であるとされてきた。しかし今世紀、とくに解放後、發掘報告が積み上げられるに従つて、この銅錢に關する歴史敘述を無條件には信用できないような實態が明らかになってきた。比較的詳細な歴史敘述と出土資料の示す具體的な事實との間の矛盾が顯著になり、その流通形態についての抜本的な検討が必要になってきたのである。

銅錢に關する問題點は大きく二つに分けられよう。一つは半兩錢の形態・重量に關する敘述が必ずしも出土資料と一致しないという點である。歴史敘述では秦は重さ半兩、すなわち十二銖の方孔圓錢を鑄造發行したということになっている。秦帝國が天下統一の餘勢をかつて、法律・度量衡・文字・車軌・思想とともに貨幣をも統一した、という見地に立てば、秦は規定通りの貨幣をその法的強制力の下に流通させたと見るのが自然である。しかし現實には秦半兩とされている傳存物・出土品の中には、直徑三・五cmのものから三・〇cm、更には三・〇cm以下のものまで、従つて重量も八gから五g、五g以下のものまで、つまり文面通り十二銖のものから八銖のもの、それ以下のものまでさまざまであり、大きさ重量ともに齊一ではない。この點については『史記』も『漢書』も「各々時に隨い輕重常なし」という一條を書き加えているが、それならば統一貨幣制度として制定したことにならないのではないかという疑問を懷かせる。

このような秦半兩の形態に對する最も急進的な批判的見解は彭信威氏の説であろう。彭氏はその著『中國貨幣史』の中で次のようにいう。「残された秦半兩錢は一枚一枚異つており、今までに製作整齊、文字も謹正で、一見して官爐で鑄造した半兩錢と認められるものは現われていない。基準の重量を超過したもの、全然基準に達しないものなどがある。秦では鑄造權は政府に握られていたとしても、それは表面的であつた」。始皇の統一幣制は貨幣の種類と貨幣單位の統一であ

って、貨幣鑄造發行權の統一ではなかった」と。要するに秦半兩の重量が歴史敘述と一致しないだけでなく、半兩の銘文すらも一枚毎に相異して、いわゆる統一貨幣のイメージからはほど遠く、秦の貨幣統一とは貨幣の種類と單位の統一にすぎなかった、というのである。

銅錢のいま一つの問題は秦半兩出土地の分布状態からの疑問である。すなわち、秦半兩の出土地が一地方に集中しているところから、半兩錢の流通力、ひいては秦帝國の經濟への統制力に對する疑問が提出されている。

今から五〇年前、一九二〇年代、濱田耕作氏らを中心とする日本の考古學者たちが遼東の貔子窩高麗寨、旅順牧羊城の遺蹟を發掘調査し報告した際、これら中國東北邊境で戰國燕國の貨幣、明刀錢・一刀錢・明刀貨などとともに漢初の八銖半兩・四銖半兩が出土したという事實を紹介した。その後、これらの事實に基づいて、明刀錢などの戰國末期の貨幣は邊境では秦から漢初まで繼續的に使用され流通していたとする見解が提出され、秦の貨幣政策はこの方面にまで徹底しなかったのではないか、という疑問が暗示された。

かかる疑問を決定的にしたのが關野雄氏の諸論文である。關野氏は初め東北邊境・朝鮮で見られる、漢初の明刀錢・一刀錢の流通を、單なる邊境の特殊な現象としては捉えず、中國内地でも程度の差こそあれ、これと相似た事態が起っていたらしい、と主張されていたが、その後、とくに解放後の半兩錢の出土例を調査し、いわゆる秦半兩が秦の故地である陝西省とそれに近い（やはり秦の重要な後背地）四川省だけから出土する事實をつきとめ、この事實は秦の經濟力がその領域全體に平均に行きわたらなかつたことを反映するものであろうと結論された。但し、秦半兩が陝西・四川省方面だけからしか出土しないという點については、吳榮曾氏によって河南省白沙からも出土している事實が、また魏仁華氏によって同じく河南省南陽からも秦半兩の出土した事例が紹介されているから、一部分修正する必要があるにしても、秦半兩の大部分が陝西・四川という秦の故地から出土している事實は認めなければなるまい。

關野氏はこの事實に基づいて議論を發展させ、「始皇帝はその二十六年に天下を統一すると、中央集權政策の一環とし

て幣制の統一を圖り半兩錢を發行した。…しかし…その貨幣政策がどの程度に徹底したかはすこぶる疑問で、…それまで用いられていた刀布・圓錢の類が姿を消し、秦半兩が全国的に普及するようになったとは考えがたい<sup>⑧</sup>とし、更に演繹を重ねて、「秦の貨幣經濟における問題點はむしろ實質上かなり重い半兩錢を政府の手で發行したことにある。鑄造が需要に追いつけないことは、當然錢の深刻な不足を招き、戰國諸國の貨幣をそのまま横行させる結果となった」。「秦は統一帝國の權威を以て半兩錢を發行したが、戰國以來の貨幣經濟を變えることはできなかつたのである<sup>⑨</sup>」と主張されるに至っている。要するに秦半兩は秦帝國の銅產出量・保有量に比べて大きすぎ、鑄貨數量は全國に流通するには餘りに少なすぎた。従つてその流通範圍も自ら秦の故地に局限され、全國に普及するには至らなかつた、換言すれば秦は貨幣政策に失敗した、というのである。

以上の紹介から明らかなように、出土資料は秦帝國の經濟に對する統制力に疑問を懷かせるとともに、歴史敘述の信憑性にも懷疑を促がす。秦の統一貨幣たる半兩錢は名目通りのものではなく、輕重大小ばらばらであり、形式・重量に統制を加えた形跡に乏しい上、流通範圍も舊秦國領内に限られていたらしいとすれば、秦帝國の經濟に對する支配力はそれほど弱かつたのか、ということになるであろう。しかし秦は實際に貨幣を統一的に發行し、普及させる力をもたなかつたのであろうか。

この問題は、上の紹介の經過からして、二つの側面、すなわち秦半兩の形態・重量の問題と流通範圍の問題の二面から検討するのが便宜であろう。

半兩錢に關する二つの問題點の中、前者、すなわち形態・重量の多樣性については出土資料から一應の解釋が可能である。この點については次の三つの事由が挙げられる。先ず第一の事由としては、貨幣發行權は政府が握っていたようであるが、實際の鑄造は、彭信威氏も指摘するように、秦政府直營の造幣工場（官爐）で獨占的に行われたのではなく、特

定の貨幣鑄造業者に委ねられていたらしいことが挙げられよう。第二の事由としては、半兩錢の先行者、重一兩十二銖錢の青石範が発現しているにかかわらず、半兩錢の範（鑄型）が出土しないという事實、およびこれと關連して秦半兩には鑄餘イ、バ、リの附着したものの多い事實が挙げられる。これらの事實から推測すると、半兩錢の鑄造には土範（砂範）を使い、一枚造る毎に範を作り換えたらしく、その結果、半兩錢は一枚一枚が異なる様相を示すようになったと考えられる。第三の事由としては、秦の政府が貨幣の形態や重量、品質に對して比較的寛容であったという事實が挙げられる。一九七六年に紹介されたいわゆる『雲夢秦簡』の秦律の一條には、

官府受錢者、千錢一奩、以丞令印印。不盈千者、亦封印之。錢善不善、雜實之。出錢、獻封丞令、乃發用之。百姓市用錢、美惡雜之、勿敢異。（金布律）

と見える。これによれば、民間での取引に使用される通貨には良貨・悪貨が混用されており、このような實態に鑑みて、政府は人民から銅錢を徵收する場合、それらの個々の銅錢に一一嚴密な吟味を加えなかつたことが知られよう。

要するに、上のように銅錢の造幣形態が比較的開放的であり、鑄造方法も素朴であつたらしいこと、更には秦政府の通貨に對する態度が寛大であつたことなどから、秦ではその形態・大小・輕重について後世ほど嚴密な選別をせずに通貨が使用されていたのである。

なお、半兩錢の大きさと重量の問題に關連して、いわゆる八銖半兩錢の位置づけの問題がある。歴史敘述には「重さその文（半兩＝十二銖）の如し」とあるところから、古錢學者の間では秦半兩を十二銖半兩錢に限定し、八銖半兩を秦半兩から區別し、これを漢高后時代の八銖半兩の範疇に加えることが屢ばである。しかし先述のようにいわゆる秦半兩が大小輕重區々であり、むしろ八銖前後のものが多いという實態からすれば、上のような區別の意味はなくなるであらう。秦半兩の多くが八銖前後のものであるとすれば、漢初高后二年の八銖（半兩）錢の發行は高祖時代の榆莢錢から秦錢への回歸であつたとの意義づけも可能である。

秦半兩錢に對する諸問題の中、第一の、銅錢の形態・重量に對する疑問の一部は、恐らく上述の諸事由によつて説明し得るであろう。しかし秦政府の通貨發行に對する態度がこれらの説明ではいま一つ明らかでないと考えられる。法令・度量衡・文字・車軌・思想などを統一した秦帝國にしては餘りにルーズな態度だからである。この點については、第二の問題である秦半兩の出土分布の偏在の問題とともに、次章の文獻批判の結果明らかになるであろう。

## 二 史記・漢書における関連記事の検討

始皇帝の貨幣統一に關する記事は、今日では僅かに『史記』平準書・六國年表、および『漢書』食貨志下に簡單・零細な記録が残されているにすぎない。従來、史家はこの二書の記述を相互に讀み合せることによつて歴史像を構成してきた。しかし先に紹介したように、いわゆる解放後の多くの出土資料はこのような歴史像に再検討を迫りつつあり、一方では従來知られなかつた具體的な事實が発見され、貨幣制度の一面がかなり明確になるとともに、他方では従來の理解では通らないような事態が明るみに出されつつある。前者については問題はそれほど大きくはないが、後者、すなわち銅錢については深刻である。この場合、考古學的成果を尊重して文獻資料を切り捨てるか、飽くまでも文獻資料を尊重して出土資料を無視するか。種々の解決の立場があり得るであろう。私はここで『史記』・『漢書』の記述に立ち返り、これらに文獻批判を加えることによつて、いわゆる史實なるものを洗い直してみようと思う。

先ず『史記』平準書の關係箇所を抜萃すると次のようになる。文中の(食貨志上)の標示は當該部分が班固によつて『漢書』食貨志上に移されたことを示す。

漢興、接秦之弊、丈夫從軍旅、老弱轉糧餼、作業劇而財匱、自天子不能具鈞駟、而將相或乘牛車、齊民無藏蓋。錢重難用、更令民鑄錢、一黃金一斤、約法省禁、而不軌逐利之民、蓄積餘業、以稽市物、物踊騰、糶米至石萬錢、馬一匹

則百金。天下已平、高祖乃令賈人不得衣絲乘車、重租稅以困辱之。孝惠・高后時、爲天下初定、復弛商賈之律、然市井之子孫亦不得仕宦爲吏。…至孝文時、莢錢益多輕、乃更鑄四銖錢、其文爲半兩、令民縱得自鑄錢。……  
太史公曰、農工商交易之路通、而龜貝金錢刀布之幣興焉。所從來久遠、自高辛氏之前尙矣、靡得而記云。

中略 (食貨志上)

齊桓公用管仲之謀、通輕重之權、徼山海之業、以朝諸侯、用區區之齊顯成霸名。

魏用李克、盡地方爲彊君。自是之後、天下爭於戰國、……中略

……以至於秦、卒并海內。(食貨志上)

虞夏之幣、金爲三品、或黃或白或赤、或錢或布或刀或龜貝。及至秦中一國之幣爲三等、黃金以溢名、爲上幣。銅錢識曰半兩、重如其文、爲下幣。而珠玉龜貝銀錫之屬爲器飾寶藏、不爲幣。然各隨時而輕重無常。

於是外攘夷狄、內興功業、海內之士力耕不足糧饑、女子紡績不足衣服。古者嘗竭天下之資財以奉其上、猶自以爲不足也。無異故云、事勢之流、相激使然、曷足怪焉。(食貨志上)

上のように整理すると、『史記』平準書の敘述構成がより明らかとなるであろう。平準という經濟制度の成立を歴史的に述べるのが目的であったからか、平準書の敘述は漢初から武帝期に至る經濟政策・制度の歴史であり、その後に評論部分「太史公曰」が續く。問題はこの評論部分である。ここで司馬遷は上古から秦に至る農商工業・經濟政策を振り返った後、一轉して貨幣制度の歴史に移り、秦の貨幣制度に觸れ、秦帝國の滅亡への過程を暗示的に述べて平準書の敘述を終るというものである。一體、『史記』の書篇の敘述には、全てが一つの形式に統一されているわけではないにしても、大凡その體例がある。禮書・樂書などは太史公曰で始まる總論、歴史敘述の後に再び太史公曰を冠した評論を置き全體を締め

くくっている。以下の諸書篇も歴史的に制度の變遷を述べた後、太史公曰で結ぶのが體例になっている。例外は曆書、天官書とこの平準書である。とくに平準書では漢の經濟政策に始まり經濟制度の歴史を敘述し、太史公曰で結ぶべきところを實は結んでいないのである。また當面の貨幣制度史に關する敘述も極めて不備であり、上古の虞舜や夏代の貨幣を列擧した後、殷・周・春秋・戰國時代を素通りして秦の貨幣制度の敘述に移るものであって、このような平準書の敘述には十分な準備と推蔽が加えられた跡は認め難い。<sup>②</sup>

この『史記』平準書の記述をもとにして、班固がその記述内容を經濟一般と貨幣制度に關する部分とに分けた上、前者を『漢書』食貨志上篇に、後者を食貨下篇に整理し、それぞれ増補潤色したことは周知のところである。班固は『史記』平準書の貨幣制度に關する敘述を整理増補するに當って、當時見ることができた文獻資料を参照引用した。以下、『漢書』食貨志下の文章を、些か冗長の嫌いはあるが、班固の敘述法及び彼の歴史事象の理解度を探る必要上、引用する。

凡貨、金錢布帛之用、夏殷以前其詳靡記云。

太公爲周立九府圖法、黃金方寸、而重一斤。錢圜函方、輕重以銖、布帛廣二尺二寸爲幅、長四丈爲匹。故貨寶於金、利於刀、流於泉、布於布、束於帛。

太公退、又行之于齊。至管仲相桓公、通輕重之權、曰

歲有凶穰、故穀有貴賤。令有緩急、故物有輕重。(中略) 故大賈畜家不得豪奪吾民矣。

桓公遂用區區之齊合諸侯、顯伯名。

其後百餘年、

周景王時患錢輕、將更鑄大錢。單穆公曰、不可。古者天降災戾、於是乎量資幣、權輕重、以救民。民患輕則爲之作重幣以行之。於是有母權子而行、民皆得焉。若不堪重、則多作輕而行之、亦不廢重。於是乎有子權母而行、小大利之。今王廢輕而作重、民失其資、能無蹙乎。民若蹙、王用將有所乏。乏將厚取於民。民不給、將有遠志。是離民也。且絕民用以實王府、猶塞川原爲潢汚也。竭亡日矣。王其圖之。弗聽、卒鑄大錢。

文曰寶貨、肉好皆有周郭、以勸農桑滯不足、百姓蒙利焉。

秦兼天下、幣爲二等、黃金以溢爲名、上幣。銅錢質如周錢、文曰半兩、重如其文。而珠玉龜貝銀錫之屬爲器飾寶藏、不爲幣。然各隨時而輕重無常。

漢興、以爲秦錢重難用、更令民鑄莢錢。黃金一斤。而不軌逐利之民畜積餘贏以稽市物、痛騰躍、米至石萬錢、馬至匹百金。天下已平、高祖乃令賈人不得衣絲乘車、重稅租困辱之。孝惠・高后時、天下初定、復弛商賈之律、然市井子孫亦不得爲官吏。孝文五年、爲錢益多而輕、乃更鑄四銖錢、其文爲半兩、除盜鑄錢令、使民放鑄。

平準書の雜駁な文章を讀んだ後、この食貨志下の文章を見ると、極めて整然とした印象を受ける。司馬遷の文章を班固がどのように整理し増補したか明白である。班固は太史公曰以下を冒頭に出し、これに主として三つのエピソードを挿入して先秦時代の歴史を充實させ、秦漢時代の敘述をも平明なものに改めている。三つのエピソードの中、太公の九府圖法の記事は何に據ったか不詳であるが、管仲の輕重論は『管子』國畜篇の、周景王の大錢鑄造に關する記事は『國語』周語下からの引用である。これらの増補によって上古から漢代に至る貨幣制度の歴史が、今日から見れば疑問はあるにしても、かなり充實したものになった。班固の努力は多ししなければならぬであろう。しかし實はこの増補筆部分の検討によって班固の歴史解度が明らかとなる。

太公園法の記事も疑問であるが、出典が不詳であるから一先ず検討の対象からはずし、ここでは専ら対象を周景王の大錢鑄造に關する記事に絞ろう。見られるように、この記事は景王の大錢鑄造案に對して單旗による強い反對論が提出されるが、結局、反對論は無視されて大錢鑄造が強行される、というものである。「周語」の引用文からは大錢鑄造は人民にとつても王朝にとつても決して好ましいものでないことが窺える。然るに班固はどういう譯か、この文章を引用した後、「百姓 利を蒙る」という積極的評價を伴つた説明を加えている。この説明は全く引用文の内容とは反對であり、班固の眞意が計りかねるところである。また班固はこの大錢について「文曰寶貨」という説明を加えているが、寶貨(化)の銘をもつ大錢は今日の出土資料からは證明されず、班固は田齊の賧貨を誤つて周錢と理解しているものの如くである。なお、附け加えれば、秦の銅錢(半兩)について班固の加えた「質、周錢の如し」という説明も、やはり出土資料からは證明され得ないものである。

これらの敘述を見ると、班固の歴史事象の理解には不十分なところがあり、彼の敘述は全幅の信頼を置いて讀むべきものでないことが知られよう。

以上の考察で、『史記』平準書の構成の不自然さと史料の不備、および『漢書』の敘述の信憑性の缺如などが或る程度理解され得たものと思う。次に上の考察結果を念頭にして、兩書の秦の貨幣統一に關する條文と検討しよう。

『史記』の、秦の貨幣制度に關する記述をいさ少し仔細に検討すると、不審な點が幾つか發見される。平準書の敘述構成の不備については既に觸れたので、ここでは更に深く立ち入らないこととして、次に疑問なのは秦の貨幣制度に關する記述の取扱ひである。すなわち、虞夏の幣以下の敘述が文脈から見て現在の場所になじまないと考えられることである。いま、かりに虞夏の幣以下の文章をこの場所から除去すると、戰國の割據は秦によつて統一されたが、秦は皇帝一個の欲望を充すために外征・土木事業を起し、全國の人民を驅り出してその生活を壓迫し、却つて人民の怨みをかけて滅亡した、とい

う論旨になる。しかし貨幣制度に關する敘述がここに加わると、敘述の流れが分斷されるだけではない。貨幣政策の失敗から外征や土木事業を興さざるを得なくなり云々という論旨になり、内容は豊かになっても論理的には不自然になる。要するに貨幣制度に關する敘述は文脈の上からこの位置に置くべきではないのである。貨幣制度の敘述を加えるには敘述構成の上にも少し工夫をこらす必要があつたであらう。第三は秦の貨幣制度の記述内容自體の問題である。この部分は文章の前後關係から天下統一後に關する記述のように理解され易い。しかし記述内容を仔細に吟味すると、この記述は秦の天下統一前の姿であるように見受けられる。先ず「秦中に至るに及んでは一國の幣を云々」とあるが、一國の幣という表現は戰國諸侯の國を呼ぶそれであつて、天下を統一した秦帝國を稱ぶ表現としては適當でない。第二に黄金の單位に溢（溢）を用いたとあるが、この溢は戰國中原の諸國で主として用いられ、秦國も借用していた重量單位であるが、度量衡を統一した秦帝國では公認されていない單位である。秦（漢）では銖・兩・斤・鈞・石が基本的な重量單位であり、この中には溢は含まれていない。統一度量衡制にない單位を統一貨幣制度において用いるのは秦帝國の統一政策の一貫性から見て不審である。この二點から判斷すれば、この記述内容が秦帝國の貨幣統一の姿を述べたものでないことだけは確認され得るであらう。要するに司馬遷は統一以前の秦の貨幣制度に關する敘述をあたかも秦帝國のそれの如くに當該箇所に入しているのである。

このように、構成・文脈・記述内容のいずれの點から見ても、平準書およびその秦の貨幣制度に關する敘述は極めて杜撰であることが理解され得るであらう。

この『史記』の記述を基礎にして、班固が『漢書』食貨志下の當該箇所を先掲のように改めたことは周知の通りである。班固が『史記』の敘述を改めるに當り、どのような資料を利用したかは明らかでない。しかしその不徹底な改め方と先の分析結果から推測すれば、彼は恐らく秦が貨幣を統一したという傳聞知識か或いはそれに類する資料をもとに、『史

『記』によりつつ、表現を一部分上掲のように改めたものと考えられる。やはり机上の作文的改竄という印象は拭えない。さて、以上の考察の結果、平準書が統一以前の秦の貨幣制度を述べる一方、出土資料も秦の貨幣統一を否定する事實を提示し、それに對して食貨志が『史記』と同じ資料に據りながら秦の貨幣統一を肯定的に述べているとすると、この間の矛盾は如何に解決すればよいか。班固の敘述を机上の作文なりとして退けるべきであらうか。

實はこの問題に解決の手掛りを與えてくれる資料が、零細ではあるが、『史記』六國年表にある。すなわち六國年表には秦の貨幣制度に關する記事が二條記録されている。一つは「惠文王二年、天子賀（秦）行錢<sup>④</sup>」、いま一つは「始皇帝三十七年、復行錢」なる記録である。惠文王二年の條については、戰國秦國が初めて圓錢を發行した記録と解するのが一般的であり、始皇帝三十七年の條については、二度目の圓錢發行、或いは半兩錢改定の記録として理解する人もあるが、ここはやはり馬昂<sup>⑤</sup>らの説くように統一政策の一環として貨幣をも統一した記録と理解するのが妥當であらう。この年代設定を採用すると、平準書および食貨志下の關係記事もより幅の廣い解釋が可能になる。これによれば、貨幣統一は始皇帝の天下統一後十二年目、始皇帝の治世の最後の年に當る。秦の統一時代は事實上この年を以て終り、その後には續く二世・三世の時代は、翌前二〇九（二世元）年の陳勝・吳廣らの反亂を契機とする、混亂・滅亡への過程である。従つて統一貨幣は全國に普及するに至らずして秦帝國は崩壞する。要するに秦は統一貨幣制度を制定はしたものの、時期的に餘りに遅すぎ、それを殆んど普及させることができないまま滅んだことになる。始皇帝治下の秦帝國に統一貨幣を普及させるだけの經濟力・統制力がなかったのではなく、統一貨幣政策を徹底させるに十分な時間がなかった、というのが實情であらう。

このように理解するならば、司馬遷の記述も班固の記載も、また出土資料の示す實態も、一つの歴史像の中に矛盾なく説明できるのではあるまいか。平準書の記録も食貨志の記載も貨幣統一以前の秦の貨幣制度の姿を述べたものであり、秦半兩の流通範圍の局地性を證明する考古學的事實も同じ秦國或いは秦地の貨幣制度の實態を示したものと見られるからである。

然らば秦の全國統一から始皇三十七年に至る、すなわち統一以前の貨幣の流通状況は如何だったのか。この点については次章で、以上の考察を振り返りつつ、管見を提示することにした。

### 結 言

以上、二つの章において秦の貨幣制度に関する考古學的資料および『史記』・『漢書』の基礎的文獻資料の検討を行ない、その過程において管見を部分的に提示してきた。しかし論點が多岐に亙り、全體像も明らかにされていないので、以下に上の考察の要點を簡條書きに整理し、その上で秦帝國の統一過程に合せて、その貨幣政策の展開を辿ることにしよう。

一、『史記』平準書の敘述構成は他の「書」篇に比して特異であり、その貨幣制度に関する記述も極めて粗略である上、秦の貨幣制度の敘述は戰國期から貨幣統一前における秦地（國）の貨幣制度の敘述であり、貨幣統一後のそれではない。

二、『漢書』食貨志下の敘述は主として『史記』によりつつ、それを整理・増補したものであるが、班固の歴史事象・史料の理解は必ずしも正確ではなく、秦の貨幣制度に関する敘述にも不十分な理解に基づく作文が含まれている。

三、『史記』・『漢書』に記された黄金の重量單位鎰は、主として戰國の中原諸國で用いられた單位であり、秦國でも借用していたものである。度量衡統一の後、秦が統一貨幣制度を制定したとすれば、黄金の單位には、鎰に代えて、統一度量衡における重量單位斤を採用したはずである。

四、天下統一後、十一年間、秦帝國の隆盛安定期の殆んど全期間は、戰國以來の各地の貨幣が錯綜して流通し、半兩錢は秦舊領内の地方貨幣の觀を呈していた。秦の貨幣統一は始皇三十七年に制度化された。秦の統一政策の中では最も晚い施行である。

五、秦の統一貨幣制度における上幣、黄金は、一斤の金餅を標準的な形態とし、比較的少額の取引には戦國楚國以來の金版が用いられたらしい。金餅も金版と同様、時には細断され、秤量して用いられることもあった。

六、下幣、すなわち銅製の方孔圓錢、半兩錢は、重さが規定通りのもの（十二銖）から八銖位のもの、或いはそれより軽いものもあるが、多くは八銖前後である。漢の呂后の八銖半兩錢發行は、むしろ高祖時代の榆莢錢鑄造による經濟的混亂の後を承けた秦半兩錢の復活として理解することができる。

× × × × ×

春秋戦國時代には、中國の貨幣流通圏は三つの地域に分れていた。黃河流域では、中流の三晉・鄭・衛を中心に布貨が、下流の燕・齊を中心に刀貨が流通し、また南方の淮水・揚子江流域の楚地では銅貝が流通した。

戦國時代の中期になると、貨幣經濟の發達に伴ない、使用の便利を旨として貨幣の圓形化がはかられる。中原地方の布貨流通地域では（圓孔）圓錢も造られるが、布貨に關しても首・肩・足のそれぞれの部分を圓形化したいわゆる圓肩圓足布の出現を見る。刀貨流通地域では刀貨を改變して方孔圓錢が製作される。<sup>④</sup>

このような形勢の中で、というよりはむしろそれに先驅けて、秦でも惠文王二（前三三六）年、錢（圓錢）を發行する。

秦國はこれまで經濟的にも後進國であり、中原の布貨が秦地にも流通し、その經濟圏に組みこまれていた。しかし孝公・商鞅の改革以來、政治體制・社會構成は舊套を脱し、中央集權體制が定着する。商鞅は孝公の死後、舊勢力の卷返して失脚し殺害される（前三三八年）が、しかし彼の行った改革は惠文王によって繼承される。惠文王の貨幣發行は、この商鞅變法の路線に沿って行われたものであり、それまで秦國に流れ込み、その經濟を混亂させていた各地の雑多な貨幣群にいわば秦國の立場から價值基準を與えたものである。この時發行したと考えられる貨幣は、これまで中原の布貨や圓錢などが刻んでいた地名を用いず、重量單位「重一兩十二（・四）珠」の文字を刻んでいる。地名を刻んだ貨幣が都市（の商工業者）の名において發行されたものであるのに對して、この秦錢はその刻銘からしても個々の都市ではなく、秦國政府

の名において發行されたものであることは十分推測できる。ただ、この秦錢を秦王室の專鑄にかかるとする見解<sup>④</sup>があるが、秦國政府の名において發行したにしても、政府が官爐で獨占的に鑄造したのではなく、政府の指導の下に特定の貨幣業者が鑄造したものと見たい。この政府の貨幣發行、鑄錢權の掌握の結果、當然のことながら、庶民の貨幣鑄造、すなわち私鑄は禁止された。<sup>⑤</sup>

戰國時代には銅錢が發達し、流通圏・流通量が擴大・増加したが、他方、とくに楚地では金鑛が開發され、銅貝（蟻鼻錢）の流通に加えて黄金が價値の授受に使用された。郢再或いは陳再の刻印をもつ金版と圓形餅狀の黄金、いわゆる金餅とが、先ず楚地で流通し始め、中原の諸國にも及ぶようになる。黄金の重量單位は楚國では斤（十六兩）であったのに對し、中原では鎰（二十兩）が用いられた。黄金は、とくに中原諸國では巨額の贈與・賞賜に用いられたが、楚地では商取引にも用いられ、必要な額だけ切取って授受されたい。

黄金が戰國諸國に普及するにつれて、黄金の銅錢（貨）に對する、上幣としての地位は動かし難いものになっていく。戰國末期の秦國でも、鎰單位の黄金を上幣として位置づけ、下幣としては半兩の刻銘をもつ銅錢（方孔圓錢）を用い、その他の珠玉・龜貝・銀錫の類を貨幣から除外することを定制化する。

秦は前二三一年、韓を滅ぼし潁川郡として秦の郡に編入したのを手初めに、その後十年がかりで残る五國を併合し、それぞれを郡として屬領に加えていったから、天下統一の時点（始皇二十六年）で郡縣體制が實質的に完成する。勿論、統一後、統一事業の一環として改めて郡縣體制を整備するが、この外に着手した統一事業として、法令・度量衡・文字・車軌の統一、武器の沒收、金人の造像を首め、各國宮殿の咸陽への造營、天下の大富豪の都への集住、馳道・直道の建設などが行われる。始皇三十四年にはいわゆる思想統制が斷行され、その三年後、始皇三十七年には貨幣の統一が行わ

れる。なお、天下統一の翌年、始皇二十七年から、皇帝の巡行が展開され、統一事業の全国への宣傳、定着がはかられる。

このように秦の統一事業・政策を歴史的に概観してみると、秦の統一政策が一律に性急に實施されたのではなく、必要に応じて着實に検討實施されていたことが理解されよう。

十年に及ぶ六國併合の過程において、既に屬領となり郡縣に編入された地域には、郡守として秦の官僚・軍人が送り込まれ、統一の足固めが行われる。この郡守によってそれぞれの土地の人から役人屬吏が選ばれ、彼らによって秦の政策・施政方針がその地方に徹底される。秦の郡縣體制に組み込まれた地域では秦の制度に合せた改制が行われる。貨幣制度に關していえば、各地で秦の貨幣制度を意識した改變が行われる。當時は、金貨を除いても、前記の刀貨・布貨・圓錢・銅貝（蟻鼻錢）の四系統の貨幣がそれぞれ更に數種、或いは地域的な亞種を含めて數十種に改變され、しかもこれらの貨幣が並用された結果、極めて雑多な種類の貨幣群の流通となり、貨幣經濟は混亂の様相を呈していた。このような狀況の下で、各地の商工業者たちは秦支配下の半兩錢流通圏との交易その他の便宜のために秦國の貨幣單位を用いた貨幣を發行する。例えば趙地ではこれまで鉞を單位とする布貨が主として流通していたが、秦制に合せた貨幣として一兩及び十二朱の銘を刻んだ二種類の三孔布を發行する。また淮水下流域では重十二朱錢（方孔圓錢）が蟻鼻錢と併用される。十二朱三孔布は恐らく半兩錢と同等の價值關係に置かれるとともに、一兩三孔布ともどもその他の布貨との價值關係を調整する機能をも果したものと見られる。重十二朱錢も同様の調整基準となっていたであろう。このような一部の貨幣の調整作用によって、戰國末期から秦代にかけての貨幣經濟は雑多な貨幣の流通で一見混亂した様相を呈しながらも、一定の秩序が與えられていたと考えられる。また雑多な貨幣の流通を背景に兩營業務に携わる商人が活躍したことも十分推測される。秦が全國統一後、直ちに貨幣統一に手を着けなかったのも、このような背景があったからであろう。秦はこれまで通り各地の慣

習を存置し舊貨を流通させた。しかしかかる貨幣の流通状況は、諸制度の統一を積み重ねつつあった秦帝國にとっては必ずしも好ましいものではなかったに違いない。賦税の徴收その他不便がつきまとう。また商工業者の間でも取引き手續きの簡素化が商工業の發展をもたらす所以であることに思い至れば、貨幣統一を待望せざるを得なくなる。天下統一後十二年、始皇三十七年、ついに貨幣統一の制度化が決定される。この決定では秦の舊領内に流通していた銅錢、半兩錢が統一貨幣（下幣）とされ、上幣としては斤を單位とする黄金、すなわち一斤一金餅の形に鑄成された黄金が用いられる。比較的少額の黄金の需要には、戰國楚國以來の金版の使用が認められたかもしれない。

しかしこの貨幣統一の年は始皇帝最後の年に當り、巡行の途中、皇帝は病死する。末子胡亥が倉卒の間に即位し二世皇帝となったものの、彼はこの大帝國を維持するには餘りに若すぎ凡庸すぎた。彼は自己の地位の安定のために諸公子・公主を殺し、李斯を始めとする重臣を處刑肅清した揚句、却って宮廷内の實權を宦官趙高に奪われる。翌（二世元）年、農民反亂が勃發すると、彼はその處置を誤まり群雄蜂起を招く。遂に秦帝國は内外の混亂の中に崩壊する。統一貨幣制度は定められたものの、周到な普及措置を講ぜられることなく混亂の中に放置される。結局、秦の定めた統一貨幣制度は殆んど機能しないまま、漢帝國に繼承され、漢帝國によって普及徹底されることになる。

## 註

- ① 宋紱五氏『西漢貨幣史初稿』第三章 三 丙、上幣與下幣、二四頁。
- ② 「金餅考—戰國・秦漢の金貨に關する一考察—」（東京大學『東洋文化研究所紀要』五三冊）。
- ③ 「金版與金餅—楚漢金幣及其有關問題—」（『考古學報』一九七三年第二期）。
- ④ 方館氏「我國最早的金質貨幣制作方法」（『文物』一九五九年第十期）。刻印方法は郢爰（再）と陰刻された銅製の印（トラッセル）を金板に當てて一印ずつ槌で叩き刻印するものであったらしい。
- ⑤ 林巴奈夫氏「戰國時代の重量單位」（『史林』五一—一）。
- ⑥ 金版はこれまで特定の形態・重量はなく、必要に應じてタガネで切取って使用する、いわゆる秤量貨幣であると考えられてきた。それは不整形の金板の上に印を捺（刻）したものが殆ん

どだからである。當時の楚地の金屬技術が未熟で方形の金版が作られなかったとは考えられないが、また嚴密に體積を計量の上で鑄成したとも考えられない。恐らく使用に際しては法馬で秤量することでもあり(高至喜氏「湖南楚墓出土的天平與法馬」『考古』一九七二年第四期)、正確な方形の金版を作ろうとの意圖をもたず、一定の純度の、一定の體積の金汁を垂らし、それに刻印したにすぎなかったらしい。しかし長沙出土の泥版には一块十六印のものが數例存在する(安志敏氏「金版與金餅」圖七參照)。これらの泥版によって考えられ、泥版は墓中に副葬する目的で、特に敬虔の念をこめて製作され、しかも製作し易い泥製であるところから、これら泥版は當時の金版のあるべき標準的な姿を完整な形で傳えているものと考えられる。これから判断すると、金版には十六印一块の標準があつたように見られる。

また最近出土した金版一块の平均重量が二六八g(安徽出土金版)・二四八g(陝西出土金版)を示す事實が安氏によって紹介されており(前掲論文)、これら重量が楚墓出土の銅製法馬の一斤の重量(二五一・五g)に近いところからすると、その主要な流通地楚國では秦帝國と同じ重量單位斤を用い、金版一块は斤を單位としていたことが窺える。

もし十六印一块が金版の標準的な姿であつたとすれば、十六印一块の金版は一斤前後であり、一印はその十六分の一、約十六g、一兩前後の重量を表わすことになる。

⑦ 關野雄氏前掲論文五一頁。

⑧ 阜陽地區展覽館「安徽阜陽地區出土的楚國金幣」(『考古』

一九七三年第三期)。李家浩氏「試論戰國時期楚國的貨幣」(同上)。

⑨ 安志敏氏前掲論文。

⑩ 同上。

⑪ 關野雄氏前掲論文。

⑫ 湖南省博物館「長沙南郊砂子塘漢墓」(『考古』一九六五年第三期)。

⑬ 關野雄氏「金餅考」(前掲)所掲出土資料19・20・21參照。

⑭ 安志敏氏前掲論文 二、金餅。中國科學院考古研究所滿城發掘陣「滿城漢墓發掘紀要」(『考古』一九七二年第一期)。

⑮ 金版の流通期間の下限をどこに置き、その代替者を何に求めるか、についての管見を以下に記そう。

既に紹介したように、金餅には大小二種類のものが存在したが、金版と交替關係に立ったのは、結論からいえば、この小金餅であつたと考えられる。この點に關して我々に有益な示唆を與えてくれるのは武帝の元鼎四年に亡くなった中山王劉勝(寶棺)の墓(滿城墓)から出土した六九個の小金餅である。この小金餅は報告によると、純度九六%の良質の金から成り、重量は先述のように大體一六〇―一七g、約一兩である。この一六gという重量は先に紹介した標準の金版一印と略同じ重量に當る。このことは小金餅とともに出土した貨幣が五銖錢であることとともに注意すべきであろう。馬王堆一號墓から郭稱の泥版とともに四銖半兩錢の泥錢が出土していることと對應するからである。

小金餅はまだ滿城墓からしか發現していないので、斷定的なことはいえないが、

金版・金餅・泥版・泥餅・泥半兩・金餅・五銖錢  
 /小金餅・五銖錢

という出土例のバターンの流れの中に位置づけて判断すれば、その使用(流通)期間の上限は武帝期を測らず、(大)金餅・五銖錢と併用され流通したと見られる。

先述のように金版は一枚の金板にぎっしり一六印前後の鄂稱・陳稱の印が捺され、使用に際しては必要に応じて金板を切断しなければならず、しかも現存の金版を見ると、必ずしも目的の大きさに確實に切取れるとは限らなかつたらしい。例えば一兩一印の金片を切取るのにも技術を要したらしい。このように不確實で煩瑣な作業を取引きの度毎に繰り返すのは不便である。一々切断する必要のない一兩單位の小金餅を作る方が遙かに便利である。恐らくこのような理由で一兩を單位とする小金餅が作られたものと思われる。

この小金餅が生れるまでには、金版の制作にも試行錯誤が繰り返され、一印一兩の數倍(約四・五倍)の鄂稱が作られたこともあつたらしく、馬王堆一號墓出土の泥版は一块三印の鄂稱(印)から成っており、(漢)文帝期にはこのような金版も作られ使用されたらしい。従つて一印一兩單位の金版から小金餅へという圖式は單純には成立しないかもしれないが、一兩という價值・重量は取引きの單位としても利用度の高い大きさであつたと考えられ、金餅にも採用されたのであろう。このように見てくると、金版に代つて小單位の黄金として流通したのは小金餅であつたと結論して差支えないように思われる。

但し、金餅・小金餅の併用でそれぞれ價值の大きさに應じた

使い分けが比較的自由になつたとはいつても、實際の取引きでは必要な價值の大きさに更に切断されることもあつたことは十分推測される。

なお、今後の検討課題としては、金版が主として江淮地方で出土するのに對し、小金餅が華北(河北滿城)で發現したものである。このような出土地の隔りから、金版と小金餅を交替關係におくことに問題がないわけではない。この點については今後の中國の考古學的成果に期待したい。

- ⑮ 咸陽市博物館「咸陽市近年發現の一批秦漢遺物」(『考古』一九七三年第三期)。張先得氏「懷柔縣崎峰茶公社發現漢代馬蹄金」(『文物』一九七六年第六期)。李正德・傅嘉儀・晁華山氏「西安漢上林苑發現的馬蹄金麟趾金」(『文物』一九七七年第一期)。

- ⑯ 安志敏氏前掲論文 七八頁。

- ⑰ 湖南省博物館・中國科學院考古研究所編輯『長沙馬王堆一號漢墓』上集 八 陶器。

- ⑱ 咸陽博物館「咸陽市近年發現的一批秦漢遺物」(前掲)圖版一〇。

- ⑲ 第二章 註④參照。

- ⑳ 『中國貨幣史』(一九六五年增補版)第一章第二節、三秦始皇統一中國的幣制。

- ㉑ 東方考古學叢刊第一冊『貔子窩』六三頁。第二冊『牧羊城』一九頁。

- ㉒ 藤田亮策氏「朝鮮發見の明刀錢と其遺蹟」(『朝鮮考古學研究』二一六三頁)。王毓銓氏「我國古代貨幣的起源和發展」七五頁。

- ②③ 「漢初の文化における戰國的要素について」(『中國考古學研究』)。
- ②④ 「先秦貨幣雜考」(『東洋文化研究所紀要』二七冊)八三頁。
- ②⑤ 吳榮曾氏「中國古代的錢幣」(『考古通訊』一九五六年第四期)。
- ②⑥ 魏仁華氏「河南南陽發現一批秦漢銅錢」(『考古』一九六四年第十一期)。
- ②⑦ 「中國の古代貨幣」(『古代史講座』第九卷)三六六頁。
- ②⑧ 「金餅考—戰國・秦漢の金貨に關する一考察—」(前掲)六二頁。
- ②⑨ この點に關してはいわゆる『雲夢秦簡』すなわち『睡虎地秦墓竹簡』治獄程式(同『文物』一九七六年第八期)に次のような史料がある。雲夢秦墓竹簡整理小組の釋文によると、  
 □□〔爰〕書、某里士伍甲・乙縛詣男子丙・丁及新錢百一十錢鎔二合、告曰、丙盜鑄此錢、丁佐鑄。甲乙捕索其室而得此錢鎔、來詣之。  
 と見える。いわば盜鑄に對する處罰の例案であるが、これによれば秦では貨幣を盜(私)鑄した場合、鑄造した貨幣を沒收するだけでなく、盜鑄者を首犯・從犯に分けて處罰したことが窺える。秦政府が法律でその鑄錢權を護っていたことを示す貴重な史料といえよう。
- ③① 鄭家相氏『中國古代貨幣發展史』(二〇二頁)はこの點について、「漢の高祖・文帝の時代でも、周・秦の舊規を承けて錢貨鑄造は人民に任されていた……。秦始皇が統一するに至っても、……貨幣鑄造權はなお集中されなかつた」といっている。
- しかし法律で私鑄を禁じている以上、鑄造權そのものは秦政府が握っていたことは明らかである。秦では政府の許可を受けた特定の業者が貨幣の鑄造を行なっていたと見るのが穩當であろう。
- ③② 鄭家相氏「歷代銅質貨幣治鑄法簡說」(『文物』一九五九年第四期)。
- ③③ 雲夢秦簡整理小組「雲夢秦簡釋文」(『文物』一九七六年第七期)。同「睡虎地秦墓竹簡」秦律十八種。
- ③④ 沈仲常・王家祐氏「記四川巴縣冬笋壩出土的古印及古貨幣」(『考古通訊』一九五五年第六期)。王家祐氏「半兩錢年代問題—兼與遜時先生商榷」(『考古』一九六二年第十期)。
- ③⑤ 『史記』平準書の構成に關しては、これと全く立場を異にする見解がある。梁玉繩『史記志疑』(卷十六、平準書第八)は、司馬遷は武帝の政策に對する暗黙の批判の意圖を、その末尾で秦始皇帝の功利的禍を敘述することによって、より效果的にすべく、敢えてこのような構成をとつたのだ、とする。しかし後文で論ずるように、貨幣制度史に關する司馬遷の史料採取の態度から推測すると、彼にそれほど周到な用意があつたかどうかは疑問である。加藤繁氏『史記平準書(漢書食貨志)譯註』註二四二)もいのように、やはりこの構成は前後順序を改めるべきものであろう。
- ③⑥ 楊樹達『漢書窺管』(一一三頁)はこの記事を、「蓋し今文詩説を用いしものならん」とするが、恐らくこれは『漢書』藝文志、道家者流所載の「太公」二百三十七篇を用いたものと思われる。

太公二百三十七篇、(呂望爲周師尚父、本有道者、或有近世。又。以爲太公術者所增加也。)

謀八十一篇、言七十一篇、兵八十五篇。

とある。「太公」は勿論亡佚して現在では確かめようがないが、この記事の内容が古雅でないのは、恐らく「近世の太公の術を治めた者の増益」によるものと考えられる。

⑳ 劉光蕪「前漢書食貨志注」下は、

單子の語を玩するに、景王は大錢を作りて以て民財を奪うなり。百姓安んぞよく利を蒙らん。此處の結語は上と相應せず。且つ景王は利民の君にあらず。疑うらくは班史誤れるならん。という。採るべきであろう。

㉑ 彭信威氏『中國貨幣史』(増補版)第一章第二節 三、八一頁。また加藤繁氏「周景王鑄錢説話批判」(『支那經濟史考證』

上)は「大錢の文を寶貨というは、王莽以後、後漢初期にかけて行われた俗説であつて、漢書食貨志の大錢の文に關する記述は、この世上の俗説を採用したのに過ぎない」という。拙稿

「先秦時代の方孔圓錢について」(『史林』五六—四)参照。

㉒ 朱活氏「論秦始皇統一貨幣」(『文物』一九七四年第八期)。

⑳ 「漢書」律曆志上には漢制として銖・兩・斤・鈞・鈞・石から成る重量單位を擧げている。しかし出土した秦の斤・鈞・石の三權器の重量が略ぼ「漢書」律曆志の記述と一致するところから推測すると、漢は秦の度量衡制度を獨自の改制を加えることなく繼承したものらしい。されば律曆志に述べられた制度は、既に秦の度量衡統一の際、天下に施行されていたものと考えられる(吳承洛氏『中國度量衡史』一四五頁参照)。

なお、顏師古は該條下に注して、(漢元年)張良が高祖から黄金百溢(鎰)を賜つたという記事を擧げ、漢初にも溢が用いられていたとする。この史料は、一見、管見に對する強力な反證になり得るが、しかしこの記事も文字通りに受取る必要はないように思われる。歴史敘述に雅名や舊稱(名)が屢ば用いられることは周知の通りであり、ここでもその雅名・舊稱が用いられたと考え得るし、また張良自身、秦政府に強い敵對感情を懷いたことから、高祖が張良のために敢えて舊制を用いたとも解されるが、この場合は、後述のように、統一貨幣制度が制定されてまだ日も淺く、高祖自身も馴染んでいなかったと解する方が穩當であろう。そのような事情もあつて、舊名が偶ま用いられたと考えられる。

大勢論からすれば、漢が秦の度量衡制を繼承したと認められる以上、秦の統一以來、この統一度量衡は繼續して用いられ、始皇末年の統一貨幣制にも採用された、と考えるのが自然であろう。

㉓ 『史記』秦始皇本紀の末尾にも、「惠文王二年、初行錢」と見える。

㉔ 六國年表 始皇三十七年の條の全文は、

三十七年、帝之會稽・琅邪、還至沙丘崩。子胡亥立、爲二世皇帝、殺蒙恬、道九原入。復行錢。

である。上の書き方から、「復行錢」を二世皇帝の事業とし、始皇帝の半兩錢を改定(?)したものと解する人もある(沈仲常・王家祐氏「記四川巴縣冬筭壩出土的古印及古貨幣」(『考古通訊』一九五五年第六期)。しかし二世皇帝即位の記事は始皇帝

の崩御に引かれて記録されたりしく、當時の状況を想起しても、二世皇帝に貨幣改制をはかる餘裕などはなかったと考えられる。恐らく「復行錢」は二世の即位とは別系統の記事であり、むしろ始皇帝の巡行と併記されたものであろう。

④② 古くは、馬昂『貨布文字攷』卷四、近人では宋紱五氏『西漢貨幣史初稿』、比較的ポピュラーなどところでは李劍農氏『先秦兩漢經濟史稿』らがこの解釋を採っている。

④③ 鄭家相氏『中國古代貨幣發展史』九〇頁。關野雄氏「布錢の出土と出土状態について」(『東洋學報』四一―二)。

④④ 曾我部靜雄氏「中國における錢貨の起源」(『中國社會經濟史の研究』。拙稿「先秦時代の方孔圓錢について」(『史林』五六―四)。

④⑤ 朱活氏「論秦始皇統一貨幣」(『文物』一九七四年第八期)。

④⑥ 王毓銓氏『我國貨幣の起源和發展』四〇・七七頁。

④⑦ 註②③④参照。秦では貨幣鑄造權は政府が握っていたが、その鑄造は特定の専門業者に委ねられていたらしい。従って特權・資格を持たない庶民が許可なく鑄造した場合には處罰された。また秦は六國併合の過程で秦とは事情を異にする地域を支配下に加えた場合にも、當該地域の舊慣を尊重し、これまで鑄造に従事していた業者の特權を認め、従來通り彼らに貨幣鑄造を許可する一方、一般庶民の貨幣鑄造を禁じたと見られる。この點については上の「雲夢秦簡」治獄程式の例案とともに次の史料が参考にならう。

楚漢春秋曰、項梁陰養生士九十人。參木者所與計謀者也。木、佯疾、於室中鑄大錢、以具甲兵。(『太平御覽』卷八三、五、

資産部十五、錢上)

とある。秦代には庶民の鑄錢が犯罪行為とされていたことが窺えよう。

④⑧ 田昌五氏「秦國法路綫的凱歌―讀雲夢出土秦簡札記」(『文物』一九七六年第六期)。

雲夢秦墓竹簡整理小組「雲夢秦簡釋文(一)『南郡守騰文書』爲吏之道」(『文物』一九七六年第六期)。

この史料は昭王二九(前二七八)年に秦の郡縣に編入された南郡の統治の様相を示すものであるが、始皇の天下統一の過程でも同様の方法が採られたと考えてよいであろう。

④⑨ 關野雄氏「三孔布釋疑」(『東洋文化研究所紀要』四五冊)。

④⑩ 方孔圓錢「重十二朱(銖)」錢はこれまで秦錢で且つ半兩錢の祖型であるとされてきた(關野雄氏「重一兩十四一珠」錢について」(『中國考古學研究』四一〇頁)。しかしこの銅錢の刻銘の中、重と朱の二字は秦錢のそれらとは異なり、重字は秦篆・秦隸のいずれにも合致しない。

秦寶璣『遺策錄』卷三下にはこの銅錢が螻鼻錢とともに徐州南城外から出土した事實を紹介しており、これらの事實から判斷すると、この方孔圓錢は秦とは文化圏を異にする東方の地で發行されたものと見るべきであろう。なお前稿「先秦時代の方孔圓錢について」(前掲)ではこの重十二朱錢を秦錢の系列に位置づけて論じたが、ここでその誤謬を訂正したい。

## On Ch'in Shih Huang's 秦始皇 Standardization of Currency

*Inaba Ichiro*

The fact that Ch'in's Shih Huang-ti 秦始皇 standardized currency has been regarded as common knowledge in the field of Oriental history. However, since many post-liberation excavation reports have made it clear that Ch'in's pan-liang-chien 半兩錢 is limited to Shensi 陝西 and Szechwan 四川, the reliability of such works as the *Shih chih* 「史記」, p'ing-chun-shu 平準書 and *Han shu* 「漢書」, shih-huo-chih 食貨志 has been called into question. However, when we examine closely the most basic p'ing-chun-shu, we see that originally the account of the *Shih chih* itself does not touch upon the standardization of currency in Ch'in, but rather simply describes the currency situation in the Ch'in kuo 秦國 or the Ch'in region. Consequently, against this background, discussion of Shih Huang-ti's standardization of currency itself becomes problematic. In this article, basing my research on the *Shih chih* and the lu-kuo-nien-piao 六國年表, I place the Ch'in standardization of currency in Shih Huang-ti's thirty-seventh year. The reason why the standardized currency did not spread was that in the year this institution was established Shih Huang-ti died, and thereafter the empire followed a course toward disorder and collapse, and in the end, sufficient measures to insure its spread could not be taken.